

第12回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月9日(火)午後2時
2. 開催場所 おりなす八女小ホール
3. 出席農業委員(22名)

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳	7 番 平井 照也
8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹	10 番 高山 和典
11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一	13 番 仁田原 一太
14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜
17 番 伊藤 正博	18 番 小川 哲朗	19 番 松本 敬介
21 番 原 義博	22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義
24 番 月足 靖彦		
4. 出席最適化推進委員(39名)

1 番 伊藤 正二	2 番 池田 和本	3 番 橋爪 寿賀夫
4 番 生武 光雄	5 番 樋口 祐二	6 番 中島 敏彦
7 番 角 秀次	8 番 馬場 一登	9 番 末石 敏和
10 番 平島 修	11 番 大隈 弘志	12 番 上村 洋治
13 番 中嶋 壽敏	17 番 仁田原 正一郎	19 番 松尾 康則
20 番 溝田 正忠	21 番 中島 清隆	22 番 久木原 美成
23 番 馬渡 高人	25 番 浅田 文男	26 番 田中 勝之
27 番 水本 敏明	28 番 野中 敏光	29 番 益本 秀明
30 番 森 義則	31 番 中島 広伸	32 番 東 正洋
33 番 野田 和宏	34 番 平 和宣	35 番 野中 昭男
36 番 野中 円三	37 番 大石 重信	38 番 江上 富男
39 番 松崎 保元	40 番 中村 善徳	41 番 栗原 英喜
42 番 栗原 嘉寿秀	43 番 山口 史登	45 番 二田 俊秀
5. 欠席委員 農業委員(2名)

4 番 牛島 孝之	20 番 井手 洋一
-----------	------------
6. 欠席委員 最適化推進委員(6名)

14 番 松延 清隆	15 番 室園 千秋	16 番 延 和洋
18 番 栗原 武治	24 番 古賀 則夫	44 番 今村 嗣範
7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 54号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 55号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画の意見照会について

議案第 56号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 57号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞
希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

みなさまこんにちは。11月の総会以降、各行事がございましたので、それにつきましてお話してご挨拶申し上げたいと思います。まず11月11日から12日にかけて、長崎県西海市農業委員会視察研修を八女市農業委員会として致しました。15名の委員さんにご参加いただきまして、西海市で農業委員会研修が出来ましたことをまず、厚くお礼申し上げます。また11月27日に行われた福岡県農村女性活躍応援研修会には、八女市農業委員会から8名の委員さんにご参加いただきまして、農村女性の活躍の実態や活動状況の報告について研修いただきまして誠にありがとうございました。私は会長として11月27日から28日にかけて、東京都で行われました全国農業委員会会長会の研修大会に参加して参りました。藤丸事務所また参議院議員の松山事務所を訪問いたしまして、各要請活動を行ってまいりました。以上報告申し上げます。また昨夜は青森県の東方沖で、震度6強という非常に揺れの強い地震があつて災害等が発生しております。災害に見舞われました地域の皆様方には心からお見舞い申し上げたいと思います。それでは本日は令和7年第12回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変

事務局	<p>お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。 ただいまより農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員 <u>22名</u>、 農地利用最適化推進委員 <u>39名</u> であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番 八田 久男 委員、15番 田形 隆徳 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告1件・議案4件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については43件です。総合計については、14ページをご確認ください。解約のあった土地79筆のうち田64筆、畑15筆、合計面積101,446㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。 添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。</p>
-----	--

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を農業委員16番をお願いします。</p>
農業委員 16番	<p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番の説明を農業委員2番をお願いします。</p>
農業委員 2番	<p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号3番の説明を農業委員2番をお願いします。</p>
農業委員 2番	<p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号4番は私月足が、会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、ここで議長を中村委員に交代いたします。</p>
農業委員 1番	<p>それでは番号4番につきましては八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触するものでありますので、席を下げていただくようお願い申し上げます。最適化推進委員28番説明をお願いします。</p>
推進委員 28番	<p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
農業委員 1番	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。24番月足委員は席をお戻しく下さい。議長を交代いたします。</p>
議 長	<p>それでは元に戻りまして議長を交代いたしました。続いて番号5番の説明を農業委員15番お願いします。</p>
農業委員 15番	<p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p>

<p>農業委員 14番 議長</p>	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を農業委員14番お願いします。</p> <p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 22番 議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員22番お願いします。</p> <p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 22番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員22番お願いします。</p> <p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号9番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
農業委員 10番	<p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号10番の説明を農業委員1番お願いします。</p>
農業委員 1番	<p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号11番の説明を最適化推進委員43番お願いします。</p>
推進委員	<p>番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小</p>

4 3 番	と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員45番お願いします。</p>
推進委員 4 5 番	<p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止 と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は申請農地に隣接する宅地もあわせて購入され、農家 の知人の指導を受けながら自家消費分の野菜を作付けされる予 定です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を農業委員13番お願いします。</p>
農業委員 1 3 番	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小 と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

<p>農業委員 2番</p> <p>議 長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番は農業委員11番國武委員は八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触するものでありますので、席を下げてくださいようお願い申し上げます。</p> <p>それでは農業委員2番説明をお願いします。</p> <p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は米と野菜を耕作されます。農業技術は譲り渡し人より習得され、農協などに出荷される予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 4番</p> <p>議 長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>農業委員11番は席をお戻しく下さい。</p> <p>続いて番号15番の説明を最適化推進委員4番をお願いします。</p> <p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲り受け人は自家消費分として、野菜を耕作される予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号16番の説明を最適化推進委員13番をお願いします。</p>

<p>推進委員 13番</p>	<p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号17番の説明を農業委員18番お願いします。</p>
<p>農業委員 18番</p>	<p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲り受け人は自家消費分として、野菜を耕作される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号18番の説明を最適化推進委員22番お願いします。</p>
<p>推進委員 22番</p>	<p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

<p>農業委員 14番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を農業委員14番お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号19番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 10番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号20番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 17番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号21番の説明を農業委員17番お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号21番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>農業委員 2番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号22番の説明を農業委員2番お願いします。</p> <p>番号22番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による5年間の使用貸借権設定の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 21ページをお願いします。</p> <p>議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は11件です。</p> <p>番号1番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号3番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号4番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号5番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号6番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号7番、 こちらを売買により所有権移転されるものです。</p>

	<p>番号8番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号9番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号10番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号11番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 続きまして、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数110件です。 25ページから62ページにつきましては各筆明細となっております。 貸借期間は2年から20年までの新規、再設定分合わせて利用権設定件数は110件になります。 総合計については、62ページをご確認ください。 権利を設定する土地219筆、合計面積279,459.14㎡です。 今回、新規営農の案件がありますのでご説明いたします。 ページ戻りまして、46ページをお願いいたします。 番号62番、20年間の使用貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。 以前から知人の水田の農作業等を手伝っておられました。今回、農地を貸借し経験を活かして、家族と協力しながら米を栽培されます。自家消費分や親族で消費する分の生産の予定とのことです。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、松本君どうぞ。</p>
農業委員 19番	<p>素朴な質問として21ページから24ページまでの所有権移転の関係で、受け人が個人の方と株式会社〇〇で分かれています が、渡し人がほぼ一緒で。しかも同じ地区の所有権移転でミカンを作るって事なんですけれど、株式会社〇〇と、個人の方は共同経営体とかそういう感じなんですかね。</p>
議 長	<p>農業振興課お願いします。</p>
農業振興課	<p>こちらの土地に関しまして、現在耕作者がいる状態の所を共同経営というか、国庫補助等を使って共同で耕作してそれぞれ土地を</p>

	買収して今後耕作されていくという事でお伺いしております。
農業委員 19番	一応経営体としては、別々ではあるけれどもこの一帯を耕作していくという事ですか。
農業振興課	恐らく経営体としては別々で、一帯として同じように補助を使って行っていくという事になると思います。隣同士の土地になっておりますので。
農業委員 19番	分かりました。ありがとうございます。
議 長	はい、どうぞ。
農業委員 21番	国庫補助とはどういった補助ですか。
農業振興課	農業振興課で取り扱いしている分に関しては、機構集積協力金で集約と団地化を進めております。あともう一つ、他部署になりますが、第一整備室で機構を通じた別の補助を使われるとお伺いしていますけれども、中身はまだ私が把握しておりませんので、申し訳ございません。
農業委員 21番	どれぐらいの補助が出るとですか。
農業振興課	機構集積協力金に関しては約300万円ほどじゃなかろうかと思えます。
議 長	これにつきましては、総会会期中に事務局を通して担当局に調べさせて報告させたいと思いますがよろしいでしょうか。 ほかにご覧いませんか。では質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>63ページをお願いします。</p> <p>議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議 長	続いて最適化推進委員34番説明をお願いします。
推進委員 34番	番号1番についてご説明いたします。申請地はJAふくおか八女白木加工場から南へ約50mのところに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を駐車場用地として使用するための申請です。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員33番お願いします。
推進委員 33番	11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透及び自然流下により処理される計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 <p>64ページをお願いします。</p> <p>議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員9番説明をお願いします。
農業委員 9番	番号1番についてご説明いたします。申請地は八女警察署から北西へ約430mにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、宅地分譲用地6区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員9番お願いします。
推進委員 9番	11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は敷地内に設置される側溝を通して北側水路へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます

議 長	続いて農業委員 2 2 番説明をお願いします。
農業委員 2 2 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は酒井田公民館から南西へ約 1 7 0 m にある農地です。（議案書朗読）この土地を使用貸借権設定をして、車両置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 6 番お願いします。
農業委員 1 6 番	1 1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また雨水については自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員 2 番説明をお願いします。
農業委員 2 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は蒲原公民館から北東へ約 2 0 0 m にある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地 9 区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。

議 長	現地調査の報告を農業委員 1 1 番お願いします。
農業委員 1 1 番	1 1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側水路を通過して排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号 4 番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて農業委員 1 1 番説明をお願いします。
農業委員 1 1 番	番号 4 番についてご説明いたします。申請地はみどりの杜病院から南東へ約 5 3 0 m にある農地です。(議案書朗読) この土地を売買により譲り受けられて、駐車場用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 6 番お願いします。
農業委員 1 6 番	1 1 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また雨水については自然流下です。隣接農地への影響等、特

<p>議 長</p>	<p>段問題はないと確認いたしております。</p> <p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて農業委員11番説明をお願いします。</p>
<p>農業委員 11番</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。申請地は鶴池ふれあいセンターの北西にある農地です。(議案書朗読)この土地を売買により譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地2区画として利用するための申請です。隣接農地への影響はなく、また、水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
<p>議 長 推進委員 8番</p>	<p>現地調査の報告を最適化推進委員8番お願いします。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに西側側溝を通して排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。</p>

事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員29番説明をお願いします。
推進委員 29番	番号7番についてご説明いたします。申請地は立花小学校から東へ約150mほど進んだところにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により取得され、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議長	現地調査の報告を農業委員10番お願いします。
農業委員 10番	11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽により処理され、西側側溝へ排水される計画です。雨水についても、雨水枡を通過して西側側溝へ排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上をもって議案の審議を全て終わります。 お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">（閉会宣言15時5分）</p> <p style="text-align: right;">令和7年12月9日</p>

	議長 月 足 靖 彦
	14番 八 田 久 男
	15番 田 形 隆 徳